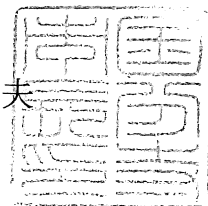




都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条（事業計画の変更）において準用する同法第54条（事業計画の公告）第1項の規定により次のとおり告示し、同法第56条において準用する同法第55条（施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付及び縦覧）第2項の規定により縦覧に供する。

平成24年10月23日

国分寺市長 星野 信夫



1 市街地再開発事業の種類及び名称

国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業

2 事業施行期間

事業計画決定の日から平成30年度まで

3 施行地区

国分寺市本町二丁目、三丁目及び四丁目の一部

4 施行者の名称

国分寺市

5 事務所の所在地

国分寺市本町三丁目2番17号

6 事業計画の決定の年月日

平成21年 5月14日

7 設計の概要の変更認可の年月日

平成24年10月12日

8 関係図書の縦覧期間

事業計画の変更の決定の日から建築工事の完了の公告の日まで（国分寺市の休日に関する条例（平成元年条例第2号）に規定する国分寺市の休日を除く。）

9 関係図書の縦覧時間

8時30分から17時15分

10 関係図書の縦覧場所

国分寺市都市開発部国分寺駅周辺整備課（本町三丁目2番17号）